

●香川県監査委員公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成29年4月28日

香川県監査委員 三谷和夫
同 大西均
同 香川芳文
同 高城宗幸

- 1 監査対象部局 公安委員会
- 2 監査対象年度 平成28年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	<p>ア 支出について</p> <p>(ア) 休暇等のため月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤をしていない職員に対し、通勤手当を支給しているものがあつた。（鑑識課）</p> <p>(イ) 東かがわ警察署相談室間仕切改修工事については、完了報告書を遅滞なく受注者に提出させる必要があつた。また、当該工事の検査結果を受注者に通知する必要があつた。（東かがわ警察署）</p>	<p>ア 支出について</p> <p>(ア) 直ちに、過誤支給となつていた通勤手当を返納させた。</p> <p>今後は、複数の職員による確認を徹底し、諸手当の過誤支給の防止を図る。</p> <p>(イ) 直ちに、受注者から完了報告書の提出を受けるとともに、当該工事の検査結果を受注者に通知した。</p> <p>今後は、契約で定める書類の提出について、複数の職員による確認を徹底し、適正な手続を行う。</p>